

議案第 1 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成22年6月16日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

議案「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」については、異議ありません。

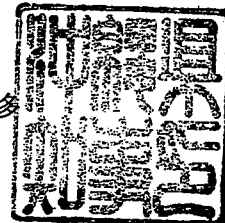


教財第305号

平成22年6月8日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事 仲井眞 弘参



県議会提出予定議案に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別添議案「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」について、貴委員会の意見を求めます。

条例案の概要の説明

部課名 教育庁財務課

1 件名

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）が平成22年4月1日から施行され、公立高等学校（専攻科及び別科を除く。）については、教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある場合を除き、授業料を徴収しないものとされたことから、条例を改正する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 県立高等学校等の授業料等のうち授業料（専攻科の授業料を除く。）及び受講料は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項ただし書に定める場合として規則で定める場合に限り徴収することとした。（第2条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

4 根拠法令

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第6条
- (2) 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条及び第3条第1項

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料（法令所管府省からの事務の処理基準その他の通知を含む。）

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例（昭和48年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する高等学校授業料等の額のうち授業料（専攻科の授業料を除く。）及び受講料の額にあつては、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項ただし書に定める場合として規則で定める場合に限り徴収する。

第3条第1項中「定時制課程における単位制による課程の者（以下「単位制による課程の者」という。）」を「定時制の課程」に改め、同条第2項及び第3項中「単位制による」を「定時制の」に改める。

第5条第1項及び第2項中「単位制による」を「定時制の」に改める。

別表第1中「全日制課程」を「全日制の課程」に、「定時制課程」を「定時制の課程」に、「通信制課程」を「通信制の課程」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成22年6月16日提出

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

理 由

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律が施行されたことに伴い、同法の規定に基づき授業料及び受講料を徴収することとする特別の事由がある場合を定めるため、規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖繩県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例（昭和48年沖繩県条例第41号）新旧対照表	改 正 案	現 行
(趣旨)		
<p>第1条 この条例は、沖繩県立高等学校の授業料、入学検査料、入学料、受講料、聴講料及び証明手数料（以下「高等学校授業料等」という。）並びに沖繩県立中学校の入学検査料及び証明手数料（以下「中学校入学検査料等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(高等学校授業料等及び中学校入学検査料等の額)</p>	<p>第1条 この条例は、沖繩県立高等学校の授業料、入学検査料、入学料、受講料、聴講料及び証明手数料（以下「高等学校授業料等」という。）並びに沖繩県立中学校の入学検査料及び証明手数料（以下「中学校入学検査料等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(高等学校授業料等及び中学校入学検査料等の額)</p>	<p>第1条 この条例は、沖繩県立高等学校の授業料、入学検査料、入学料、受講料、聴講料及び証明手数料（以下「高等学校授業料等」という。）並びに沖繩県立中学校の入学検査料及び証明手数料（以下「中学校入学検査料等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(高等学校授業料等及び中学校入学検査料等の額)</p>
<p>第2条 高等学校授業料等の額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2. 前項に規定する高等学校授業料等の額のうち授業料（専攻科の授業料を除く。）及び受講料の額にあっては、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項ただし書に定める場合として規則で定める場合に限り徴収する。</p>	<p>第2条 高等学校授業料等の額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2. 前項に規定する高等学校授業料等の額のうち授業料（専攻科の授業料を除く。）及び受講料の額にあっては、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項ただし書に定める場合として規則で定める場合に限り徴収する。</p>	<p>第2条 高等学校授業料等の額は、別表第1のとおりとする。</p>
<p>3. 中学校入学検査料等の額は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(高等学校授業料等の納付時期)</p>	<p>3. 中学校入学検査料等の額は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(高等学校授業料等の納付時期)</p>	<p>2. 中学校入学検査料等の額は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(高等学校授業料等の納付時期)</p>
<p>第3条 授業料（定時制の課程の授業料を除く。以下この項において同じ。）は、毎月10日までにその月分（卒業を認定されなかつた者（以下「卒業未認定者」という。）については、納付すべき授業料の額の12分の1に相当する額。以下同じ。）を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる月分の授業料は、当該各号に定める期限までに納付することができる。</p> <p>(1) 4月分及び1月分 その月の15日</p> <p>(2) 8月分 9月10日</p> <p>(3) 学年の中途において入学（転学、再入学及び編入学を含む。以下同じ。）し、又は復学した場合における当該月分 入学又は復学した日から起算して10日を経過した日</p>	<p>第3条 授業料（定時制の課程の授業料を除く。以下この項において同じ。）は、毎月10日までにその月分（卒業を認定されなかつた者（以下「卒業未認定者」という。）については、納付すべき授業料の額の12分の1に相当する額。以下同じ。）を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる月分の授業料は、当該各号に定める期限までに納付することができる。</p> <p>(1) 4月分及び1月分 その月の15日</p> <p>(2) 8月分 9月10日</p> <p>(3) 学年の中途において入学（転学、再入学及び編入学を含む。以下同じ。）し、又は復学した場合における当該月分 入学又は復学した日から起算して10日を経過した日</p>	<p>第3条 授業料（定時制課程における単位制による課程の者（以下「単位制による課程の者」という。）の授業料を除く。以下この項において同じ。）は、毎月10日までにその月分（卒業を認定されなかつた者（以下「卒業未認定者」という。）については、納付すべき授業料の額の12分の1に相当する額。以下同じ。）を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる月分の授業料は、当該各号に定める期限までに納付することができる。</p> <p>(1) 4月分及び1月分 その月の15日</p> <p>(2) 8月分 9月10日</p> <p>(3) 学年の中途において入学（転学、再入学及び編入学を含む。以下同じ。）し、又は復学した場合における当該月分 入学又は復学した日から起算して10日を経過した日</p>
<p>2. 定時制の課程の者の授業料は、履修科目を申し込む際に納付しなければなら</p>	<p>2. 定時制の課程の者の授業料は、履修科目を申し込む際に納付しなければなら</p>	<p>2. 単位制による課程の者の授業料は、履修科目を申し込む際に納付しなければ</p>

ならない。

3 第1項の規定にかかわらず、沖縄県立高等学校に在学する生徒（定時制の課程の者を除く。）は、本人の希望により当月分以後の月分をその月以前に納付することができる。

4 受講料及び聴講料は、履修科目の申込みが受理された時に納付しなければならない。

5 高等学校授業料等のうち、入学検査料は入学願書提出の際、入学料は入学を許可された際、証明手数料は申請の際に納付しなければならない。ただし、沖縄県立中学校に在学する者が当該中学校における教育と一貫した教育を施す沖縄県立高等学校に入学を願う場合は、当該者に係る入学検査料は、徴収しない。

（転学及び転籍の場合の授業料及び入学料）

第4条 転学又は転籍した場合は、授業料は、重複して徴収しない。

2 前条第2項又は第3項の規定により授業料を前納している者が、転学又は転籍した場合は、当該納付済みの授業料は、転学又は転籍先の学校において納付すべき授業料に充当されたものとみなす。

3 転学又は転籍した者については、転学又は転籍先の学校の入学料は、徴収しない。

（休学者の授業料の免除等）

第5条 休学した者（定時制の課程の者を除く。）については、休学した日の属する月の翌月（休学した日が月の初日であるときは、休学した日の属する月から復学する日の属する月の前月までの授業料は、免除する。

2 定時制の課程の者で休学した者については、授業料の額を科目ごとにその科目を修得するために必要な期間としてあらかじめ定められた期間の月数で除いた額に、休学した日の属する月の翌月（休学した日が月の初日であるときは、休学した日の属する月から復学する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額の授業料を還付する。

（高等学校授業料等の減免等）

第6条 教育委員会は、教育委員会規則の定めるところにより特別の理由があるとして認めるときは、高等学校授業料等を減額し、若しくは免除し、又は徴収を猶

ならない。

3 第1項の規定にかかわらず、沖縄県立高等学校に在学する生徒（単位制による課程の者を除く。）は、本人の希望により当月分以後の月分をその月以前に納付することができる。

4 受講料及び聴講料は、履修科目の申込みが受理された時に納付しなければならない。

5 高等学校授業料等のうち、入学検査料は入学願書提出の際、入学料は入学を許可された際、証明手数料は申請の際に納付しなければならない。ただし、沖縄県立中学校に在学する者が当該中学校における教育と一貫した教育を施す沖縄県立高等学校に入学を願う場合は、当該者に係る入学検査料は、徴収しない。

（転学及び転籍の場合の授業料及び入学料）

第4条 転学又は転籍した場合は、授業料は、重複して徴収しない。

2 前条第2項又は第3項の規定により授業料を前納している者が、転学又は転籍した場合は、当該納付済みの授業料は、転学又は転籍先の学校において納付すべき授業料に充当されたものとみなす。

3 転学又は転籍した者については、転学又は転籍先の学校の入学料は、徴収しない。

（休学者の授業料の免除等）

第5条 休学した者（単位制による課程の者を除く。）については、休学した日の属する月の翌月（休学した日が月の初日であるときは、休学した日の属する月から復学する日の属する月の前月までの授業料は、免除する。

2 単位制による課程の者で休学した者については、授業料の額を科目ごとにその科目を修得するために必要な期間としてあらかじめ定められた期間の月数で除いた額に、休学した日の属する月の翌月（休学した日が月の初日であるときは、休学した日の属する月から復学する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額の授業料を還付する。

（高等学校授業料等の減免等）

第6条 教育委員会は、教育委員会規則の定めるところにより特別の理由があるとして認めるときは、高等学校授業料等を減額し、若しくは免除し、又は徴収を猶

予すことができる。

(高等学校授業料等の不還付)

第7条 第5条第2項に定める場合を除き、既に納付された高等学校授業料等は、還付しない。ただし、教育委員会が、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(中学校入学検査料等への準用)

第8条 第3条第5項本文、第6条及び前条の規定は、中学校入学検査料等の納付時期、減免等及び還付について準用する。

(教育委員会規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表第1 (第2条関係)

種 類	区 分	単 位	金 額
授 業 料	全日制の課程	卒業未認定者以外の者 月額	9,900円
	定時制の課程	卒業未認定者 履修科目1単位につき	3,960円
		履修科目1単位につき	1,620円
入 学 料	専 攻 科	月額	9,900円
	全日制の課程		2,200円
入 学 料	定時制の課程		950円
	専 攻 科		2,220円
入 学 料	全日制の課程		5,650円
	定時制の課程		2,100円
入 学 料	通信制の課程		500円
	専 攻 科		5,650円
受 講 料	通信制の課程	履修科目1単位につき	310円
聴 講 料	科 目 履 修	履修科目1単位につき	1,620円
	専 修 講 座	履修科目1単位につき	1,620円
証明手数料		1通につき	200円

別表第2 (第2条関係)

種 類	単 位	金 額
入 学 考 査 料		2,200円
証明手数料	1通につき	200円

予すことができる。

(高等学校授業料等の不還付)

第7条 第5条第2項に定める場合を除き、既に納付された高等学校授業料等は、還付しない。ただし、教育委員会が、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(中学校入学検査料等への準用)

第8条 第3条第5項本文、第6条及び前条の規定は、中学校入学検査料等の納付時期、減免等及び還付について準用する。

(教育委員会規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表第1 (第2条関係)

種 類	区 分	単 位	金 額
授 業 料	全日制課程	卒業未認定者以外の者 月額	9,900円
	定時制課程	卒業未認定者 履修科目1単位につき	3,960円
		履修科目1単位につき	1,620円
入 学 考 査 料	専 攻 科	月額	9,900円
	全日制課程		2,200円
入 学 料	定時制課程		950円
	専 攻 科		2,220円
入 学 料	全日制課程		5,650円
	定時制課程		2,100円
入 学 料	通信制課程		500円
	専 攻 科		5,650円
受 講 料	通信制課程	履修科目1単位につき	310円
聴 講 料	科 目 履 修	履修科目1単位につき	1,620円
	専 修 講 座	履修科目1単位につき	1,620円
証明手数料		1通につき	200円

別表第2 (第2条関係)

種 類	単 位	金 額
入 学 考 査 料		2,200円
証明手数料	1通につき	200円